

2023年12月22日

各位

会社名 株式会社アシロ

代表者名 代表取締役社長 中山 博登

( コード:7378 東証グロース )

問合せ先 取締役CFO 川村 悟士

ir@asiro.co.jp

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年1月26日開催予定の当社第8回定時株主総会に、下 記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

## 1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業内容の多角化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を 追加するものであります。
- (2) 当社は、2023 年 12 月 22 日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2024 年 1 月 26 日開催予定の当社第8回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社より監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に行えることができるよう、剰余金の配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第38条として新設し、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条(自己株式の取得)及び第44条(中間配当)を削除するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。
- 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 2024年1月26日(金)

2024年1月26日(金)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。 (1) ~ (6) (条文省略) (新設) (新設) (新設) (所設) (「アン~(9) (条文省略) (機関) 第4条 当会社は株主総会、取締役のほか、次の機関をお	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。 (1) ~ (6) (現行どおり) (7) 労働者派遣事業 (8) アウトソーシング事業の受託及び請負 (9) 各種代行業務 (10) ~ (12) (現行どおり) (機関) 第4条 当会社は株主総会、取締役のほか、次の機関をお
(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人 第2章 株式	<ul> <li>(1) 取締役会</li> <li>(2) <u>監査等委員会</u> <ul> <li>(削除)</li> <li>(3) 会計監査人</li> </ul> </li> <li>第2章 株式</li> </ul>
(自己株式の取得) 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、 取締役会の決議によって自己の株式を取得する ことができる。	(削除)
第 <u>8</u> 条~第 <u>11</u> 条 (条文省略)	第 <u>7</u> 条~第 <u>10</u> 条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第 <u>12 </u> 条~第 <u>18 </u> 条 (条文省略)	第 <u>11</u> 条~第 <u>17</u> 条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の員数) 第 <u>19</u> 条 当会社の取締役は、 <u>1 0</u> 名以内とする。 (新設)	(取締役の員数) 第 <u>18</u> 条 当会社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、 <u>5</u> 名以内とする。 <u>2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内</u> とする。
(取締役の選任) 第 <u>20</u> 条 取締役は、株主総会において選任する。	(取締役の選任) 第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外 の取締役とを区別して、株主総会において選任 する。
2 (条文省略) 3 (条文省略) (新設)	2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
(新設)	5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に 係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の開始の時までとする。

現行定款

(取締役の任期)

第<u>21</u>条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

(新設)

(代表取締役及び役付取締役)

- 第<u>22</u>条 取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取 締役を選定する。
  - 2 (条文省略)
  - 3 取締役会は、取締役の中から取締役会長、取締 役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定す ることができる。

## 第23条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

- 第 <u>24</u>条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各 取締役<u>及び各監査役</u>に対して発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮する ことができる。
  - 2 取締役<u>及び監査役</u>の全員の同意があるときは、 招集の手続を経ないで取締役会を開催すること ができる。

第25条 (条文省略)

(新設)

(取締役会議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

変更案

(取締役の任期)

- 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締 役の補欠として選任された監査等委員である取 締役の任期は、退任した監査等委員である取締 役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 21 条 取締役会は、取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から 1 名以上の代表取締役を選定する。
  - 2 (現行どおり)
  - 3 取締役会は、取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役副社長、 専務取締役及び常務取締役を選定することがで きる。

第22条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

- 第<u>23</u>条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各 取締役に対して発する。ただし、緊急の必要が あるときは、この期間を短縮することができる。
  - 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続 を経ないで取締役会を開催することができる。

第24条 (現行どおり)

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、 これを議事録に記載又は記録し、出席した取締 役がこれに記名押印又は電子署名する。

	現行定款	変更案
(取締役の報酬等)		(取締役の報酬等)
第 28 条	取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価と して当会社から受ける財産上の利益は、株主総 会の決議によって定める。	第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 <u>監査等</u> 変員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
	第5章 監査役及び監査役会	(削除)
(監査役	の員数)	
第 30 条	当会社の監査役は、5名以内とする。	(削除)
(監査役	の選任)	
第 31 条	監査役は、株主総会の決議によって選任する。	(削除)
2	監査役の選任決議は、議決権を行使することが	
	できる株主の議決権の3分の1以上を有する株	
	主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
(		
(監査役		(州(本)
第 32 条	監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会	(削除)
	の終結の時までとする。	
2	補欠として選任された監査役の任期は、前任者	
	の任期の満了する時までとする。	
(常勤の	告 監査役)	
第33条	<u> </u>	(削除)
	選定する。	
(監査役:		
第34条	監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各	(削除)
	監査役に対して発する。ただし、緊急の必要が	
	あるときは、この期間を短縮することができる。	
2	監査役の全員の同意があるときは、招集の手続	
	を経ないで監査役会を開催することができる。	
	会の決議方法)	(MITA)
第 35 条	監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	会議事録)	(MITA)
第 36 条	監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、	(削除)
	これを議事録に記載又は記録し、出席した監査	
	役がこれに記名押印又は電子署名する。	
(险太师)		
(監査役: 第 37 条	<del>                                      </del>	(削除)
<u> </u>	か、監査役会において定める監査役会規程によ	(13484)
	3.	
 (監査役の報酬等)		
第38条	<u>の報酬等)</u> 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価と	(削除)
714 30 714	して当会社から受ける財産上の利益は、株主総	(141/4)/
	会の決議によって定める。	

現行定款	変更案
第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、 取締役会の決議をもって、同法第423条第1項 の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を 法令の限度において免除することができる。	(削除)
2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の監査役の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令で定める額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。	
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	(常勤の監査等委員)       第30条     監査等委員会は、その決議によって常勤の監査       等委員を選定することができる。
(新設)	(監査等委員会の招集通知)         第31条       監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。         2       監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会の決議方法)   第 32 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。
(新設)	(監査等委員会議事録) 第33条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。
(新設)	(監査等委員会規程)           第34条         監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款           のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第 <u>40 </u> 条~第 <u>41 </u> 条 (条文省略)	第 35 条~第 36 条 (現行どおり)
第7章 計算	第7章 計算
第 <u>42</u> 条 (条文省略)	第 37 条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(新設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第 38 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項について、法令に別段の 定めがある場合を除き、取締役会の決議によっ て定めることができる。
(剰余金の配当の基準日) 第 43 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。 (新設) 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	(剰余金の配当の基準日) 第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。 3 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(中間配当)         第 44条       当会社は、取締役会の決議によって、毎年4月         30 日を基準日として中間配当をすることができる。	(削除)
第 <u>45</u> 条 (条文省略) (新設)	第40条 (現行どおり)  (附則)  (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、 取締役会の決議をもって、第8回定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。